

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月22日

【会社名】 川岸工業株式会社

【英訳名】 Kawagishi Bridge Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金本 秀雄

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋1丁目2番13号

【電話番号】 03(3572)5401 (代表)

【事務連絡者氏名】 事務部長 山野 英樹

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市高田1055番地

【電話番号】 04(7143)1331 (代表)

【事務連絡者氏名】 事務部長 山野 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成29年12月20日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額291,328,640円

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日

平成29年12月21日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

配当平均積立金 180,000,000円

別途積立金 1,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,780,000,000円

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について、平成30年4月1日を効力発生日として5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を40,000,000株から8,000,000株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更する。本変更については、平成30年4月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日経過後は本附則を削除する。
また、単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設ける。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、川岸隆一、金本秀雄、松本正憲、清時康夫、曾田弘道及び山下大の6氏を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、木村純一氏を選任する。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会最終時をもって取締役を退任する高梨雄介氏、社外取締役を退任する森田祐司氏および社外監査役を退任する野坂哲嗣氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,822	760	0	(注)1	92.23
第2号議案 株式併合の件	10,436	146	0	(注)2	98.00
第3号議案 定款一部変更の件	10,450	132	0	(注)2	98.13
第4号議案 取締役6名選任の件					
川岸 隆一	9,927	655	0	(注)3	93.22
金本 秀雄	9,936	646	0		93.30
松本 正憲	10,500	82	0		98.60
清時 康夫	9,598	984	0		90.13
曾田 弘道	10,466	116	0		98.28
山下 大	9,598	984	0		90.13
第5号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
木村 純一	9,424	1,158	0		88.50
第6号議案 退任取締役および退任 監査役に対する退職慰 労金贈呈の件	9,235	1,347	0	(注)1	86.72

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以上